

「経営者保証ガイドライン対応保証」 資格要件確認シート

1. 申込人資格要件 申込人

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書、資産台帳等の申込人の所有を証明する書類	
②	本社・工場・営業車等の営業用資産の全部または一部を申込人以外の者(経営者含む。)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	賃貸借契約書(写)	
③	法人税法を根拠とする同族会社でない。	確定申告書(決算書)の別表二「同族会社の判定に関する明細書」(写)	
④	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	
⑤	取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役または監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催している。	定款および取締役会議事録(写)	
⑥	役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
 以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的な水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
②	事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
③	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。

以下①～⑥のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト	
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	全国信用保証協会連合会または日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書	
③	会計参与設置会社	会計参与を設置している登記を行った事項を示す書類	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書(写)	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面(写)	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できる。	「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(4) 財務要件

無担保無保証人要件は、①を充足し、かつ②又は③のいずれか1項目を充足している。

有担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち、いずれか1項目以上を充足している。

(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	基準	該当
①	自己資本比率	20%以上	
②	使用総資本事業利益率	10%以上	
③	インタレスト・カバーレッジ・レート	2.0倍以上	

(資格要件算出根拠・・・平成 年 月期決算)

(金額単位:円)

① 自己資本比率 = $\frac{\text{純資産の額}}{\text{純資産の額} + \text{負債の額}} \times 100$
 % = ÷ (+) × 100

② 使用総資本事業利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産の額}} \times 100$
 % = (+) ÷ × 100

③ インタレスト・カバーレッジ・レート = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$
 倍 = $\frac{\text{} + \text{}}{\text{} + \text{}}$

